

インクに関する活動を行ふ。

(ツ)以上が五百人程度の争議組織の概略であるがそれ以上人数が増えれば、第四、第五、争議団を増して行けばよいし、より少数の争議団の場合なら第三争議団を減らして②了へばよいわけである。

C 争議団宿舍の問題

(イ)争議団が非常の強压下に在つて、一ヶ所に百數十人も
の團員が居つたのでは、とても活動できないやうな場合には
争議団員を全部分宿させる必要がある。

(ロ)分宿は、班單位にすること、一人々々、自宅へ歸して
了つたのでは、とても動員がきかなくなるし、聯絡が取り
きれなくなる。(宿舍はときどき變へること)

(ハ)班別の分宿を實行した場合にも争議団總本部事務所は
必ず残して置くこと。(但し常任スト委員は總本部事務所
に居ないこと)

(ニ)さうした場合の争議団の構成分針も、さきに示した方
針と毫も變りがない。たゞ聯絡網を完備すること、スト
ニュースとフラクション會議とを強度に活用することが必

要だ。

(ホ)分宿を斷行した場合には、全争議団員を一層猛烈に活
動させることが必要だ。でない、集團心理による興奮が
なくなるので氣勢がくじける危険がある。

(ヘ)分宿の方針を取らないときは、争議団員を、夜、家へ
歸すかどうか？それはその時の状態によつて異なる。

(ト)争議団員の全部が左翼の指導を信頼して、ダラ幹共の
影響が全くない場合には、團員を夜家へ歸す方が闘争を取
行しやす。だが團員中に右翼組合のメンバーが非常に多
いやうな場合には、その反對のことが言へる。

(チ)殊に敵の切りくづしが猛烈で、しかも争議団員中に動
搖しさうな分子がある、といったやうな場合には、絶対に
家へ歸さない方針を取るべきである。

五、ストライキの指導に

關する方針 (第二分冊)

六、ストライキの諸戦術

(第二分冊)

一九三二年度に於ける諸活動方針